



### ◎土地所有權移轉登記囑託ノ件

(大正十二年六月五日) 北土第五三號(内各地方長官宛、内務省土木局長、會計課長通牒)

道路管理者カ道路ノ敷地ヲ國ニ取得シタル場合ニ於ケル土地所有權登記ノ囑託方ニ關シテハ客年三月七日靜土第二八號ヲ以テ通牒致置候處右ハ今回前通牒ノ通り道路敷地を國に取得シタル旨ヲ囑託書ニ明記シ道路管理者ヨリ囑託スルコトニ司法省ト協議決定候條御了知相成度。

(參考)

### ◎官有道路敷取扱ニ關スル件

(大正十二年三月七日) 靜土第二八號各地方長官宛(靜岡縣ヲ除ク)内務省土木局長、地理課長通牒)

今般標記ノ件ニ關シ靜岡縣知事ニ對シ別紙ノ通回

標記ノ件ニ關シ別紙甲號東京府知事ノ伺ニ對シ乙號ノ通回答致候條御了知相成度、

(甲號) 東京府知事伺

(大正十二年二月十五日) 亥土發第七一號

目下當廳ニ於テ施行中ニ係ル國道一號路線道路改修工事用地所有者中當廳ノ買收協議ニ應セサルモノアリタルヲ以テ客年十二月土地收用審査會ト裁決ヲ求メタル處該土地所有者ハ審査會ノ裁決ニ係ル土地收用補償金額ヲ失當ナリトシ東京府及東京府知事ヲ被告トシ東京地方裁判所ニ補償金増額ノ民事訴訟を提起シタルヲ以テ之ニ應訴スル爲訴訟代理ヲ辯護士ニ委任セリ然ルニ之ニ要スル報酬及其ノ他ノ訴訟費用ノ支出ニ關シ(一)本件ハ道路改築起業者タル道路管理者ニ對スル訴訟ニ要スル費用即チ道路法ニ所謂道路ニ關ハル費用ニ外ナラサルヲ以テ本件ノ費用ハ之ヲ管理者タル行政廳ノ統轄スル府ニ於テ負擔スヘシト爲スモノト(二)此ノ如キ訴訟費用ハ國ノ機關タル知事ノ職務執行ノ爲ニ要スル費用ニシテ道路法ハ所謂道路ニ關スル費用ニ包含セサルヲ以テ之ヲ國費ヨリ支辨スルヲ相當ト爲スモノト(三)訴訟被告カ知事及府ヲ相手方

答致候條御了知相成度。

靜岡縣知事宛回答

官有道路敷取扱ニ關スル件回答

大正九年八月十八日土第八二七四號を以テ標記ノ件伺出ノ處。

- 一、道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ヲ處分スル權限ハ先般勅令第四七四號ノ一部改正ニ依リ明確ナラシメタルカ如ク其ノ道路ノ管理者タリシ者ニ屬スルヲ以テ其ノ處分シタル道路敷ノ所有權移轉登記モ亦其者ニ於テ囑託スベキ義ニ有之候。
- 二、新ニ道路ト爲スヘキ土地ヲ官有ニ取得シ其ノ地種目ノ變換ヲ爲スハ道路管理者ノ權限ニ屬スヘキモノニ有之候。
- 三、道路法ニ依リ路線ヲ認定セザル舊道路敷ハ官有地特別處分規則ニ依リ處分スヘキ義ニ有之候。

### ◎訴訟費用ニ關スル件

(大正十二年五月二十九日) 東土第二八一號各地方長官宛(東京府ヲ除ク)内務省土木局長通牒)

トスルヲ以テ國費及府費ニ於テ平等ニ分擔スヘキモノナリト爲スルモアリ聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御回示相煩度。

(乙號) 地方、土木兩局長回答

(大正十二年五月二十四日) 東土第二八一號

二月十五日亥土發第七一號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件右ハ道路ニ關スル費用トシテ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔スヘキ筋合ノモノニ有之候。

## 質疑應答

問 道路の占用に關シ道路管理者の許可以外に警察官署の許可を受けしむることを得るや。

答 道路の占用を許否することは、道路法第二十八條の規定に依り、道路管理者の權限に屬して居る、此權限を有する根據は道路管理者が道路の物的設備を爲すべき權義を有することに胚胎して居るのである、併しなから此管理者が施設したる道路を公衆が使用することに關シ社會の秩序を維持するが爲に警察權の行使をも認めなければならぬ、前者は所謂公物管理權にして後者は所謂公物警察權である、此二者は道路に對しても相並行して行はるゝのであるが、警察權行使の範圍は交通取締上の目的に限定せらるゝが故に管理者の許可し

た占用に關し交通取締上必要な場合は更に警察官署の許可を受けしむるも、法理上何等差支ないのがある、併しながら兩權力が互に矛盾する場合があつては民衆の迷惑も少なからぬことであるから、内務省は此點を特に注意して、道路管理者と警察官署と相互照査して措置することに通知を出して居る。(田中幹事)

問 道路工事執行令中に所謂「入札に關し不正の行為」中には入札人が協定して入札を爲したる場合をも包含するや。

答 入札は入札人を競争せしめて、注文者たる道路管理者に、最も有利なる條件を以て、契約を締結せむとする者を求むる方法である、故に入札人が協定して入札を爲すが如きは、競争の實を失はしむるものであるが、入札人が爲す協定其のものは、各自の意思の交換に過ぎずして不正の行爲ではない、唯だ夫れが競争入札の効果に悪影響を及ぼすだけである、従つて入札に際し不正の行爲ありたるものに該當しない、道路工事執行令は右の前提の下に規定したのであるから、其の第十條は明かに之を區別して規定した故に假令入札人協定して入札を爲すも第六條第六號に規定する入札又は請負に關し不正の行爲ありたる後二年を経過せざる者に該當せざるは勿論、同第二十三條に規定する、入札に不正の行爲ありたるものとして入札保證金を没收することが出来ないのである(田中幹事)

問 國道の改築を爲す場合に於て道路法第三十九條の規定に依る負擔金を徴收したるとき又は私人が改修工事費に對し寄附を爲したるとき是等の金額

があるが、下水道法が命じたる義務は公道下に於ける下水道其のものを築造し管理する義務を命じたるに過ぎずして、道路を當然占用する權利を附與したものでない、従つて道路の占用に關しは道路法の規定に依り占用の許可承認を必要とするのである、(田中幹事)

問 道路法第三十九條の規定に依る道路工事費の負擔金は管理者たる行政廳の區域外に住居する者に對しても負擔せしむることを得るや(京都生)

答 道路管理者たる行政廳の權限の及ぶ範圍は其の行政廳の統轄する地域内に限らるゝを原則とするのであるが管理者は道路に關する工事に因り著しく利益を受けたる者に對し其の利益を受くる限度に於て道路に關する工事の費用の一部を負擔せしむることが出来るのであつて著しく利益を受けたる者の居所若は住所の如何を問はないのである、従つて管理者たる行政廳の區域外に住居する者にも負擔せしむることが出来るのである、(田中幹事)

問 道路管理者の權限は之を委任することを得るや御教示を乞ふ

質疑應答

は補助基本額に算定せらるゝや(富山生)

答 道路法第三十五條が國道の新設又は改築に要する費用の一部に對し國庫より補助するの途を設けたのは國道の改良に要する費用を負担する公共團體の負擔を軽減するの趣旨であることは、道路費國庫補助規程第四條が道路法第三十九條の規定に依る負擔額及同法第四十一條の規定に依る道路に關する工事の費用を負担する者の負擔額は道路會議の諮問を経て特に補助基本額に加算することを規定した反對解釋に依つて明かである、即ち以上の負擔額に對しては原則として補助しないのである、寄附金は反之任意的の贈與であつて負擔金等とは全然其の趣を異にするものであるが、管理者が國道工事を執行する場合に於て、沿道の町村又は住民に、其の工事に因り利益を受くる限度に於て土地物件又は金錢の贈與を要求する場合がある、是等は名は寄附と言ふも其の實は前記負擔金と其の性質を異にしない、故に是等の寄附に依るものは補助基本額より控除するのである(田中幹事)

問 下水道法第三條は道路法の特別規定なりと謂ふ說あり正當なりや(東京生)

答 下水道法第三條は、下水道を設けたる地に於ては命令の定むる所に依り市又は其の土地の所有者、使用者若は占有者は汚雨水を下水道に疏通する爲必要な施設を爲し及之を管理する義務を負ふべき旨を定め、同法施行規則第二條が是等の施設にして、公道に屬する部分は市に於て築造し管理するの義務を命じたるを以て市は道路法の支配に依らずして道路を占用し得るものであると説明する者

したる範圍に於て其の權限を行使することが出来るのは勿論である、従つて府縣知事は地方官々制の許す範圍に於て道路管理者たる權限を其の部下の郡長に委任して行使することが出来るのである、或は道路の管理に關しては道路管理者たる特別機關を設けたのであるから、道路法が其の權限を委任することを得べきことを規定せざる以上は之を委任すべきものでないと解する者がある、併しながら此の如き解釋は誤である、何となれば道路法第七條は國道の管理者は府縣知事とし其の他の道路は其路線の認定者を以て管理者とし、同法第十一條は府縣道の路線の認定を府縣知事の職權に屬せしめ、第十三條及第十四條は路線の認定を市長及町村長の職權に屬せしめて府縣知事、市長及町村長と規定して居ることに徴して一點の疑を存すべき餘地がない、或は道路法施行令第十九條が特に管理者に關する監督の制度を規定したのは道路管理者なる、特別の行政機關であることを立證するものであると言ふ説があるが是も亦誤である、道路法施行令第十九條が管理者に對する監督制度を定めたのは、道路の管理に關する監督は管理者其のものを基礎として定むることを不得策とし道路其のものを基礎として監督する必要に出でたからである。

以上述ぶる所に依り府縣知事は地方官々制の規定に従ひ道路法に於て有する權限を郡市長に委任することが出来るが、道路法が主要なる事項として、府縣知事に限り其の權限を附與したるものと認むべきものに關しては假令地方官々制に於ては之を許すも、道路法立法の精神に鑑み委任せざるを妥當と認める(田中幹事)